平成27年3月 教育委員会定例会会議録

○日 時 平成27年2月26日(木)13:30~16:34

○場 所 島原市役所有明庁舎 1階相談室

○出席委員の氏名

委 員 長 松島 利彦

委員長職務代理者 松本正弘

委員森みずき

委 員本多直行

教 育 長 宮 原 照 彦

○委員以外の出席者の氏名

教 育 次 長 寺 田 集 施 教育総務課長 森本 一広学校教育課長 堀 口達 也 社会教育課長 松 本 恒 ースポーツ課長 下岸安彦 書 記 酒 井 昭 利

○議事日程

第 1 開会

第 2 会期日程

第 3 議事録署名委員の指名について

第 4 前会会議録の承認

第 5 教育長報告

第 6 議案上程

第4号議案	議会の議決を経るべき議案について	原案
		承認
第5号議案	島原市教育振興基本計画について	原案
		可決
第6号議案	島原市立公民館運営審議会委員の委嘱について	原案
		可決
第7号議案	第二次島原市子ども読書活動推進計画について	原案
		可決
第8号議案	島原市スポーツ振興基金条例施行規則の一部を	原案
	改正する規則	可決
第9号議案	平成27年度島原市立小中学校教職員人事異動	原案
	の内申について (非公開)	可決

第 7 次回定例教育委員会の日程について

第 8 そ の 他

- (1)報告事項
 - ① 3月行事予定について
 - ② 教職員及び児童生徒の事故等の報告(非公開)
 - ③ 東京学生寮裁判について(非公開)
- (2) その他

第 9 閉会

【会議録】

1 - 1 - 1 - 1 - 1			
!	第 1 開会 (13:30)		
松島委員長	ただいまから3月の定例教育委員会を開催いたします。		
第 2 会期日程			
松島委員長	会期は、本日1日とすることでよろしいでしょうか。 (「はい」の声)		
第 3 議事録署名委員の指名について			
松島委員長	議事録署名委員に 松本 委員と本多 委員を指名します、よろしくお願		
	いします。 (「はい」の声)		
第 4 前会会議録の承認			
松島委員長	それでは、まず、前会会議録の承認を行いたいと思います。1月9日に		
	行いました定例会の会議録につきましては、既にお手元に送付してござい		
	ますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。		
	//		
	《 了承 》 		
松島委員長	それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務		
	局までお伝えください。		
第 5 教育長報告			
松島委員長	それでは、教育長並びに各課の報告をお願いします。		
	はじめに教育長報告をお願いします。		
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
宮原教育長	座ったままでご報告させていただきます。委員さん方にはご案内のと		

おり、川崎市で中1の生徒が殺害をされ、その前には小学校5年生の児

童が殺害をされるなど、児童生徒が殺害されるという本当に重大で痛まし い事件がマスコミ等で報道されました。これは決して他市のことと無視で きません。本市においても児童生徒の安心安全をどう確保していくのかと いうことが、今後の課題になってくると考えておりますし、各学校の校長 には登下校時の子どもたちへの指導をお願いしなければいけないのかなと 思っています。それから、お手元に教育新聞をお配りしていますが、公立 小中学校における土曜授業の取扱いということで、本県においても2月4 日に通知がございましたが、これも今後の課題で、やはり県あげて実施す ればいいわけでしょうが、長崎県の場合には、まだそういう動きがあって おりませんので、その辺も他市の状況も十分精査をしながら、本市の対応 ということも今後検討していかなければなりません。これについては十分 周りの状況も見ながらということでございます。もうひとつはインターネ ットを見たときに、奨学金を払えなくて自己破産する人がいるという状況 もございますので、奨学金等の返済あたりも今までどおりでいいのか、い ろんな特例的なその時代にあったことについても、今後検討しておくべき かなという思いもしております。あとは、いよいよ4月1日から新しい教 育委員会制度に移行することになります。当面は総合教育会議の中で首長 との協議ということがあって、これについてもまた後日の定例会のときに 「協議」というのは、どういう意味なのか、協議して決定したけど、法的 に言うと教育委員会は、その協議したことの尊重義務を負うことはないわ けであるということもありました。その辺含めて次回の定例会のときに協 議をしておきたいと思います。以上です。

松島委員長

引き続き、各課の報告をお願いします。教育総務課からお願いします。

森本課長

教育総務課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項(教育総務課)」の具体的内容を説明。

堀 口 課 長

学校教育課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項 (学校教育課)」の具体的内容を説明。

松本課長

社会教育課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項 (社会教育課)」の具体的内容を説明。

下岸課長

スポーツ課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項 (スポーツ課)」の具体的内容を説明。 松島委員長

教育長報告、各課報告につきましてご質問はありませんか。

松島委員長

それでは、私の方から学校教育課長にお聞きしたいのですが、土曜日の件ですが、授業というのは、普通のカリキュラムではなくて特別の授業参観とかを組んでよろしいということですか。

堀口課長

教育課程内の授業であれば実施はできるとなっています。通常の授業を してもいいとなっています。

松島委員長

例えばですよ、今までは金曜日までで、土曜日を実施するとなると土曜日の4校時に各教科を入れて毎週土曜日を実施してよろしいというふうに解釈していいですか。

堀口課長

制度上はできると思います。ただし子どもたちがずっと土曜日にでるということで、子どもたちの負担ということを考えたときに毎週出るという思い切ったことをできるのかというのは、少しそこは厳しいのかなと私は思っています。

松島委員長

前までは土曜日は毎日出ていましたよね。

堀 口 課 長

一方で学校週5日制の趣旨は生きておりますので、地域や社会に子ども たちを帰してそこで育てるという趣旨が生きておるもんですから、そこか ら一脱をしないようにしないといけないということで、非常に苦しいとこ ろだと思います。

松島委員長

そうするとそこで仮に授業をしたとなってくれば、先生たちはその週ま たは次の週までに振替をするということになるわけですかね。

堀 口 課 長

教職員はそうなります。子どもたちにはありませんので。

松島委員長

その辺がなんかすっきりしないですね。

宮原教育長

参考までに鹿児島県は統一して実施する予定になっています。この辺が 県がリーダーシップをとり、長崎県の現状を踏まえてどこの市町村も同じ くやりましょうよということであればいいんですけど、また県も各市に投 げてというかたちなっているもんですから。

松島委員長

学校も大変ですよね。学校によって土曜日の扱い方がいろいろとでて くるから、一応年間通して計画をしておかないと、その時の思い付きと いうわけにはいかないですからね。これはまた大変な作業ですね。

堀口課長

今校長会に提案しているのは、市民音楽祭です。市民音楽祭が今までもちろん市からの委嘱状で参加をしているんですけども、事実上学校が関係してやっているので、ある学年や、学校によっては全校とかでやっており、保護者の方もたくさん見えられるので、例えば市教委といっしょになって、そういう土曜日授業の一環として、市民音楽祭ができませんかという提案はしております。何か新しいものを持ってくる前にまず今のやっているものの中で、あいまいになっているものをきちんと位置付けていくというようなことで、各学校では例えば土日で計画していたものをそういうものにもっていけないかということを考えているようです。

松本委員

今この週5日制の趣旨じゃないんですけど、土曜日の授業というのはこれまた必要とは思いますが、これは教育長にお願いしたいことがあります。学校教育も絶対必要だとも思うんですけど、社会教育の力がいまいち無いんですよね、この前の川崎のような事件に巻き込まれる子どもたち、だから今市職員の中で社会教育主事さんの免許を持っている方が結構おられると思います。それをどうにか社会教育課で働かせるとか、これから免許を取得したいと思う方を出していただきたい。本当に社会教育というのは絶対これから必要な時期に入って来ていますので、どうかよろしくお願いします。

宮原教育長

はい、分かりました。

松本委員

もうひとつ社会教育課長にお尋ねですけど、婦人会の件で、各地区の 懇談会の中で、後継者が育っているかどうか課長が行かれた中でどうで すか。

松本課長

現在までに安中婦人会、白山婦人会、三会婦人会の懇談会に私も出席

しました。本日が森岳婦人会です。最後が3月3日に霊丘婦人会がありま す。3つ参加した感想なんですけども、現状としてどの地区におきまして も会員数がどんどん減っている現状でありまして、最終的に有明、杉谷が 解散した時の会員よりも落ち込んでいる現状もございます。そんな中で まず何が一番の悩みでしょうかと聞いたら、委員さんが一番心配されて いるように若い人が入らない、高齢化が進んでいるというのが一番気にさ れていらっしゃいました。やはり活動をするのに負担を感じられて役員が 回ってくる、そうするとしたくない婦人会の組織がほとんど個人会員でな くて例えば町内会とか地区を単位とした支部がありまして、支部で組織さ れていますので支部単位でやめていくというパターンが多いわけです。で すからどこの会長さんも言われたのが、今の時期になると「やめたい」と いう言葉が怖くてどうかすると夜も眠れませんと言われる方もいらっしゃ いました。若い人さえ入れば何でも解決するんですけどというのが多くの 意見でした。それと負担に思うのは何ですか、例えばある地区の婦人会 で、その地区の活動をするのは楽しくてたまらないと負担にも思わない と、ただやっぱり市の行事、例えば不知火まつりとか消防出初式とか、こ うなった時には、なかなか20人集めるのが大変ですよという意見もいた だいています。今日森岳があっているんですけども森岳地区は意外と昼間 仕事されていない方も多くて集まりやすいじゃないかと思いますけど、三 会地区になると若い人が多いもんですから仕事で集まれないという負担を 感じられていました。それと県婦連に対するいろんな動員、こちらもかな り負担に感じられているようです。一番心配で今後有明とかで問題が出て くるんじゃないかと思っているのが、実は有明の女性会と杉谷が動き出し たということをご存知の方がいらっしゃいました。私も有明を立ち上げる ときにまずは地域のことを考えましょう、市とか県の方へは入らなくてい いとは言っていないんですけど、それは後回しにして、まずは集まって活 動を始めましょうということを言ったもんですから、恐らく有明の人も杉 谷の人たちも、上の組織までもいっしょにという考えはたぶん持ってはい らっしゃらないと思います。その段階で有明地区は一人100円の会費を 取って会員を集めたわけなんですが、他の地区の人がですね、たった10 0円集めてみんなで集まって活動ができるのなら私たちも有明方式がいい ということをおっしゃるんですよ。そうすると市婦連が無くなって県婦連 まで影響しないかと、そこをちょっと心配しているところです。ですから 将来的には全ての地区に一つになってですね、なんとかするところまで私 たちは応援しなければならないのですが、ちょっと今後新たな問題が「私 たちも有明方式でいいから市の補助金もいらないので解散します」となっ たら市政にも影響出てきますし、そこを心配している状況です。委員さん

がおっしゃられました後継者の問題は、どちらかというと育っていないというのが回答かと思います。以上です。

松本委員

先程言ったことが、婦人会の中に社会教育主事が入り込んでもらえれば、活動の相談相手として又は解散しないような方策とかも考えられるかと思いますので、ぜひ教育長お願いします。

宫原教育長

はい、分かりました。

日頃から社会教育主事、公民館主事も含めて、やはり地域の人とのコミュニケーションをしっかりとっていき、そしてそこに相談に来れるような体制というのでしょうか、そういうのが不足しているのかなと思います。

松本委員

よろしくお願いします。

松島委員長

他に、何か質疑はありませんか。

本多委員

先程鹿児島県の話が出ましたけど、鹿児島県は県で統一して、長崎県の場合は、それが各市町村の教育委員会に任してということなんですが、例えばこれを県下統一して対応できるような働きかけが出来ないもんかどうか、各市の対応がどうなのか分かりませんけど、各市町村の取組というのもあるでしょうけど。

宮原教育長

教育長会がありますけど、教育長会等でもこの辺、それぞれバラバラでやった方がいいのか、学力向上対策もそうなんですけど、やはりみんな力を合わせてというのが、もっと県がリーダーシップをとってやっていただきたんですよね。だから新年度の教育長会議でさらにそういったところは言っていこうと思っております。おしなべて本市でも学校に任せるんじゃなくて、やはり市内の小中学校は同じようなレベルでやって行かないと、ある学校はやった、ある学校はやってないとなるとまた問題になるので、そこは課長が現場の方に投げかけていますので、少なくとも市内は統一して取り組もうと思っています。

本多委員

よろしくお願いします。

堀口課長

県の見解は、進めようというわけじゃない。あくまでもする際の考え、条件を整えただけです。私たちも教育長が言われたようなことを都市課長会議で言いました。「県はどうするのかと」そうしたらそういう回答でした。なお今土曜授業という話をしましたけど、そのとき文科大臣が言われるのは、豊後高田市を必ず出すと、ただし豊後高田市は土曜授業じゃありません。社会教育の一端となった土曜学習です。県としては土曜授業じゃなくても土曜学習でいいという考え方です。

宫原教育長

結局ですよ、土曜日に日頃のいろんな行事をまとめてすれば、今まで普通の授業のときに平常日にやっていたものが時間数が取れるわけですよね、そこで土曜をどう活用していくのか、活用すれば先生方は休日じゃなくなるわけですから、振り替えた休日をもらえますよとなっているので、かといってそれを毎週毎週やってしまうと、先程これも課長が言いましたように、子どもたちの疲弊感といいますか、それも出てきますので、そういったところを調整をしながら、まずは学校行事の中でもってこれるところをそこに統一してもってくるとかですね、第一ステップはそういったところをます整理してからかなと思っています

松本委員

もう既に土曜日に社会体育をあてていますよね。その辺の弊害は大丈 夫でしょうか。

宫原教育長

はい、その辺は十分調整はしなければいけなと思います。本来ならば 週 5 日制が始まったときは、そういうスポーツ活動をやりなさいという 趣旨じゃなかったんですよ。地域に返す、家庭に返すだったんですけ ど、学校は部活動の時間に当ててしまう、スポーツ少年団の活動に当て てしまうということになってしまってるんですよね、子どもたち自身は、土曜日については、その前も今も現実的には休んではいないわけなんですよ、そういったところにも十分配慮をしながらですね、市長から はもう一つこんな要望もいただいています。年に何回か市民清掃がある

じゃないかと、何で親子で出てこないのかと、子どもは部活動とか大会とか行って朝からいないと、年に何回もないので、一家揃って地域の清掃に出るとかですね、そう言われてみれば、本当にそれが地域に返すという一番大切なところかなと思いますので、こういったことも新年度、それぞれ学校へあるいは体育教科へあるいはスポーツ少年団へ、そういったお願いもするような動きもしていかなければと考えているところでございます。

松島委員長

戻すということになると、週5日制になった時よりもより複雑になりま したね。

宮原教育長

はい、これについてこの教育委員会の中で十分協議していきたいと思っております。

松島委員長

他に、何か質疑はありませんか。

(「なし」の声)

松島委員長

無いようですので、議案の審議に移りたいと思います。

第 6 議案上程

松島委員長

審議に入る前に、当初配布された資料には第9号議案が入っておりませんでしたが、本日訂正として配布されております。そのことについて学校教育課長から提案がありますのでお願いします。

堀口課長

本日午前中に地区別教育長会議がございまして「平成27年度島原市立小中学校教職員人事異動の内申」についてのご説明がありました。第9号議案「平成27年度島原市立小中学校教職員人事異動の内申」につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の規定により、島原市立小中学校教職員の人事異動を長崎県教育委員会に内申するために提出するものであり、本議案が教職員の人事に関する案件でありますので、非公開による取扱いとしていただきますようお願いします。また本

議案は、審議に時間を要することから、議事日程の「8. その他」が終 了後、最後に審議していただきますようお願いいたします。

松島委員長

事務局から提案がありましたように、本議案につきましては、教職員の人事に関する議案でありますので、非公開での取り扱いとしてよろしいか、また、議事日程の「8. その他」が終了後に審議することとしてよろしいか、お諮りいたします。

(「異議なし」の声)

松島委員長

ご異議ございませんので、会議規則第18条の規定により、本議案は非公開で審議することとし、審議につきましては、議事日程の「8. その他」が終了後に審議することといたします。

第4号議案

議会の議決を経るべき議案について

松島委員長

それでは、議案の審議に入ります。まず、第4号議案について、提案理 由の説明をお願いします。

森本課長

議案集の1ページになります。この議案は、地方教育行政法の改正に伴いまして、条例の一部を改正する条例を3月市議会の方に提出するため、今回教育委員会の承認を求めるものでありますけれども、議案の説明の前に再度教育委員会制度の改正について、概要を説明させていただきます。別紙「教育委員会制度改革の概要」で説明。

次に4号議案を説明させていただきます。第4号議案 議会の議決を経るべき次の議案について、原案のとおり議会に提出することの承認を求める。島原市報酬及び費用弁償条例等の一部を改正する条例 別紙1のとおりということで3ページ以降に資料を添付しております。提案理由としましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び島原市教育委員会の権限の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第2条第1項第11号の規定により教育委員会の決定を得る必要があります

ので、この議案を提出するものであります。 2 ページは、提案理由の根拠法令を載せております。それでは、市議会に提出する条例について説明させていただきます。 3 ページをお願いします。「島原市報酬及び費用弁償条例等の一部を改正する条例」ということで、この改正する条例は、3 つの条例の改正を「等」によりまして一つの条例で改正を行うものであります。第1条から第3条までありまして、第1条では、島原市報酬及び費用弁償条例を改正するもの、第2条では、島原市特別職報酬等審議会条例を改正するもの、第3条では、教育長の給与等に関する条例を改正するものとなっております。改正の内容につきましては、6ページからの新旧対照表で説明させていただきます。

「島原市報酬及び費用弁償条例等の一部を改正する条例 (案) 新旧対照表」の解説及び資料欄により説明。

次に4ページに戻っていただき、中ほどに附則とありますが、施行期日は、この条例は、平成27年4月1日から施行しようとするものでございます。経過措置としまして、この条例の施行の際現に在職する教育長につきましては、教育委員の任期中については、従前の例によるという経過措置でございます。本市では平成29年の7月11日までは、条例の改正は行いますけども、改正前の条例で行くということでございます。説明が長くなりましたが以上で説明を終わります。

松島委員長

説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。

本多委員

何点かよろしいでしょうか。地方教育行政法の改正に伴う新教育長の 処遇についての条例ですよね、教育委員長の処遇についても関連するん でしょうけど、今回特別職になられる新教育長の条例を教育委員会があ げるのかというのが気になります。本来ならば市長、副市長とそれと同 じような特別職になるので、市長部局であげ、上程説明もするのが基本 的な取り扱いだろうと思います。それを補足する意味合いで教育委員会 が説明をするというのであれば全然問題ないと思うんですけど、最初か ら教育委員会がするというのは、いささかどうなのかなと思いますし、 提案理由にありますように教育委員会の承認を得る必要があると書いて ありますけども、これは島原市の例規審査委員会でこの地方教育行政法 に基づいて変更点等を協議されて、この案ができているわけですから、 それをそのままあげても極端な話いい話じゃなかろうかと思ったもんで すから、まずそこを教えて欲しい。

森本課長

教育委員会がなぜ条例を提案するのかということですが、当初は我々もやっぱり教育長の給与関係ということで市長部局で進めていました。例規審査委員会が開かれまして、そこまでは市長部局がずっと説明をしていました。そのような中、例規審査委員会の中で、今まで制度改正の話は教育厚生委員会で説明してきたことなどから、今回は教育委員会が提案し、市長公室は教育厚生委員会に出てもらうということになりました。

寺田次長

各市の状況についても調べましたが、人事の担当があげるところもあれば、教育委員会の方があげるところもあります。今から先は担当課の方でやるべきじゃないかということになりました。

本多委員

それはそれで説明はいいでしょうが、これに関連して規則がかなりあると思いますが、これはどのようにされますか。

森本課長

4月の定例会で改正をお願いしたいと思っています。

本多委員

はい、分かりました。ただ関連の規則はどうなっているのかという話におそらくなってくるかと思いますので、案的なものは見通しも含めて 準備していただいた方がいいのではないかと思います。

次に市長部局の権限と教育委員会の権限について、どう変わってくる のか教えて欲しい。

森本課長

教育委員会の権限としては、従来から変わらないところです。

本多委員

変わらないということですね、はい分かりました。

宮原教育長

一番懸念されているのが、首長が直接議会の同意を得て教育長を任命

するというところが、首長の関与がどうなのかというのが世間では大き く議論になったりしているところです。もう一つは基本的に中立性と独 立性は担保されていますので、特別にほとんど今までと変わりはないで すが、ただ総合教育会議そのものの位置づけですね、大本を作るときに どうなのかと、そこのところで内外教育の教育法規のところに出ていま すので読んでみたいと思います。「地方教育行政法の改正で定める総合 教育会議の協議は必ず合意を要件としていない。同法1条の4は地方公 共団体の長は、大綱策定の協議のほか、教育の条件整備その他の重要施 策、児童生徒の生命や身体の被害が生ずる場合の緊急措置について、教 育委員会と協議及び調整を行うと定めている。文科省通知によれば、ま ず調整について、教育委員会の権限に属する事務について、地方公共団 体の長の権限に属する事務との調和を図ることを意味するとし、ついで 協議について調整を要しない場合も含め、自由な意見交換として幅広く 行えるものを意味するとしている。つまり調整は合意を要件とするが、 協議は合意を要件としていない。仮に協議して調整がつかなかった事項 を首長が大綱に記載しても教育委員会は尊重義務を負うことはないわけ である。」と、今後は4月以降いろんな話し合いをすることになり、協 議をしていきますが、かといってそれを絶対的に尊重しなければいけな いということではないということが書かれています。こういったところ からも独立性が担保されているというでしょうか。ただし首長の意見を 聞く機会といいましょうか、お互いに意思疎通を図る機会ということで 捉えておけばいいのかのと私は解釈しているところでございます。

本多委員

はい、分かりました。

松島委員長

他に、何か質疑はありませんか。

(「なし」の声)

松島委員長

無いようでしたら、第4号議案は原案のとおり議決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

松島委員長

それでは、第4号議案は原案のとおり議決いたします。

第5号議案

島原市教育振興基本計画について

松島委員長

次に第5号議案について、提案理由の説明をお願いします。

森本課長

第5号議案、議案集は10ページと別冊の島原市教育振興基本計画 (案)をお願いしたいと思います。第5号議案 島原市教育振興基本計画について、平成24年度に策定した平成24年度から28年度までの島原市教育振興基本計画に別冊のとおり文化部門及びスポーツ部門を追加するということで提出させていただきました。提案理由としましては、この島原市教育振興基本計画の策定時には、文化・スポーツ部門が市長部局にあったため入っておりませんでした。機構改革により文化・スポーツ推進グループが教育委員会に編入されたことに伴い、平成24年度に策定した島原市教育振興基本計画に文化部門及びスポーツ部門を追加しようとするものであります。

内容については、別冊の島原市教育振興基本計画(案)にて説明。

松島委員長

説明が終わりましたが、別冊の島原市教育振興基本計画 (案) に対して何か質疑はございませんか。

本多委員

考え方だけよろしいでしょうか。 15~16ページのジュニアスポーツの推進のところで、夢の教室の開催やジュニアスポーツの活性化について具体的に記載してありますが、これらは28年度までずっと取り組まれるということで理解してよろしいでしょうか。

下 岸 課 長

夢の教室の開催は今年度から、ジュニアスポーツの活性化については新 年度から継続して実施したいと考えています。 宫原教育長

夢の教室については、日本サッカー協会と協定を結んでいますので、継続して実施していくということになります。ジュニアスポーツの方も大学と協定を結んで、当面は2020年の東京オリンピックまで続けようと考えています。

本多委員

はい、分かりました。

松島委員長

これは、28年度までは別冊として作っておくということですね。

森本課長

はい、また28年度には次の計画を1年かけて策定するということになります。

松島委員長

他に、何か質疑はありませんか。

(「なし」の声)

松島委員長

無いようでしたら、第5号議案は原案のとおり議決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

松島委員長

それでは、第5号議案は原案のとおり議決いたします。

第6号議案

島原市立公民館運営審議会委員の委嘱について

松島委員長

次に第6号議案について、提案理由の説明をお願いします。

松本課長

議案集の11ページをお願いします。第6号議案 島原市立公民館運営審議会委員の委嘱について、島原市立公民館運営審議会委員に、次の者を委嘱する。提案理由としましては、島原市立公民館運営審議会委員が1名欠けたため、島原市立公民館の設置及び管理等に関する条例第4

条の規定により、補欠委員を委嘱しようとするものであります。

松島委員長

説明が終わりましたが、何か質疑はありませんか。

(「なし」の声)

松島委員長

無いようでしたら、第6号議案は原案のとおり議決してよろしいでしょ うか。

(「異議なし」の声)

それでは、第6号議案は原案のとおり議決いたします。

松島委員長 第7号議案

第二次島原市子ども読書活動推進計画について

次に第7号議案について、提案理由の説明をお願いします。

松島委員長

読書活動推進計画についてをご説明いたします。提案理由としましては、 松 本 課 長 子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項の規定により策定した 「島原市子ども読書活動推進計画」を改定しようとするものであります。 参考までに現在のものは平成17年に策定して10年を経過しておりま

議案集の13ページをお願いします。第7号議案 第二次島原市子ども

す。

内容については、別冊の第二次島原市子ども読書活動推進計画(案)に て説明。

説明が終わりましたが、何か質疑はありませんか。

松島委員長

(「なし」の声)

松島委員長

無いようでしたら、第7号議案は原案のとおり議決してよろしいでしょ

うか。

(「異議なし」の声)

松島委員長

それでは、第7号議案は原案のとおり議決いたします。

第8号議案

島原市スポーツ振興基金条例施行規則の一部を改正する規則

松島委員長

次に第8号議案について、提案理由の説明をお願いします。

下 岸 課 長

議案集の15ページをお願いします。第8号議案 島原市スポーツ振興 基金条例施行規則の一部を改正する規則の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条の規定に基づき」を「第4条の規定により」に改め る。提案理由としましては、島原市スポーツ振興基金条例施行規則につい て、所要の整備を行うため、この規則を改正しようとするものでありま す。

松島委員長

説明が終わりましたが、何か質疑はありませんか。

(「なし」の声)

松島委員長

無いようでしたら、第8号議案は原案のとおり議決してよろしいでしょ うか。

(「異議なし」の声)

松島委員長

それでは、第8号議案は原案のとおり議決いたします。

第 7 次回定例教育委員会の日程について

松島委員長 | 次に、次回の定例教育委員会の日程について事務局から提案をお願いし ます。

【提案・検討】

松島委員長

次回、3月の臨時教育委員会を3月31日(火)14時00分から、 本庁第2応接室において行います。

4月の定例教育委員会を4月1日(水)14時30分から、有明総合 文化会館において行います。

第 8 その他

松島委員長

次に、その他に入ります。まずは、「1 報告事項」の「① 2月行事予定について」、各課から報告をお願いします。

森本課長

教育総務課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。

堀口課長

学校教育課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。

松本課長

社会教育課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。

下岸課長

スポーツ課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。

松島委員長

ただいまの報告につきまして何か質疑はありませんか。

(「なし」の声)

松島委員長

次に、「② 教職員及び児童生徒の事故等の報告」についてお願いします。

堀口課長

教職員及び児童生徒の事故等の報告(非公開)

【非公開の報告】

松島委員長

次に、「③ 東京学生寮裁判について」をお願いします。

森本課長

東京学生寮裁判について報告(非公開)

【非公開の報告】

松島委員長

次に、「その他」の2. 「その他」のことで何かありませんか。

森本課長

お手元に平成27年度当初予算主要事業説明書を別冊にて配布していますが、これは3月の定例市議会に提出します一般会計当初予算の教育委員会関係部分の主要事業についての説明書になります。私の方から簡単に説明いたします。教育委員会の主な事業は二十二の事業になります。目次を見ていただき区分欄の二重丸が新規事業、普通の丸が拡充事業、空白が継続事業になります。また事業名の黒の星印は、人口減少対策事業となっております。なお、本日は詳しい事業内容ついては省略させていただきます。

松島委員長

教育予算については、だいたい認めていただいたと聞いております。ありがとうございます。これについて内容は後で見ていただくということで、他に何かありませんか。

本多委員

今度の議会に子どもいじめ防止条例が上程されますけど、学校の現場でもいじめがないようなかたちで対応できるような組織があるかと思うんですけど、その辺はどうなっているのでしょうか。

堀口課長

学校の組織がどうなっているのかということですけど、そもそもなぜ「いじめ防止条例」が制定されるのかということになるんですが、それは大津市の事件がございました。その時に市長さんが前面に立たれて教育委員会事務局の隠ぺい体質等を問われて、教育委員会だけには任せてはおけないということで、いじめには市をあげて対応していくという趣旨のもとに「いじめ防止条例」を制定することが始まっています。今回いじめ防止条例の制定にあたっては、子ども課が主管課ということで提案をしているところです。一方私たち方では、昨年4月にお渡しをしたままだったんですが、「島原市子どもいじめ防止基本方針(案)」を策

定させていただいて、各学校はその案に基づいて、子どもいじめ防止基本 方針を想定して組織を作っております。

本多委員

組織はあるわけですね。分かりました。

松島委員長

他に何かありませんか。

松本課長

社会教育課からですけども、4月以降の島原図書館の開館時間について ご報告させていただきたいと思います。島原図書館の開館時間につきまし ては、12月の市議会で条例の一部改正を上程させていただきましたが、 もっと内容を検討する必要があるということで、一旦撤回をしたところで ございます。1月27日に島原図書館協議会を開催しまして、4月以降の 施行について協議をしていただきました。これに関しまして、朝の延長9 時から10時までの1時間延長することに関しましては、全員が賛成でご ざいました。夕方の金曜日以外の延長が必要という意見は1人で、それ以 外の方は、金曜日のみでよいという意見でございました。また現在月曜日 が祝日の場合は翌日火曜日を休館としていましたが、そうしますと有明図 書館の休館日が火曜日ということで全館閉まってしまいますので、月曜日 が祝日であっても島原図書館は休館とし、火曜日を開館するという意見を 図書館協議会で全員一致したところでございます。これを受けましてその 後、島原教育振興事業団の方と協議をいたしまして、4月1日以降の島原 図書館の開館時間については、朝は午前9時から開館し、夕方は金曜日の み8時までとういことで開館したいと考えています。なお、月曜日が祝日 であっても休館とし、火曜日を開館する方向で考えています。これについ ては新たな予算は考えておりません。平成25年度と同程度の予算で職員 を前にシフトすることで対応したいということで、図書館それから事業団 と調整がついているところでございます。今回報告という説明をしたんで すけども、図書館の設置条例では、教育委員会が特に必要と認める場合に は、時間を変更できるという規定があるわけなんですけど、現在島原教育 振興事業団に指定管理ということで、管理・運営をお願いしておりますの で、教育委員会を指定管理者と読み替えるという規定がございましたの で、今回は事業団側と協議をして、4月1日以降の開館時間を決めさせて

いただきました。従いましてこの場では報告ということでご理解いただき たいと思います。

松島委員長

他に何かありませんか。

森 委 員

見守りシステムについてお尋ねですけど、あれは1年生と2年生だけですか、高学年の保護者の方からあった方がいいのにという意見をよく聞きますので。

森本課長

確かにそういう意見もありますけど、今のところは1年生と2年生だけです。

森 委 員

はい、分かりました。

松島委員長

他に、何かありませんか。

(「なし」の声)

松島委員長

しばらく休憩します。

休憩後、第9号議案の審議をしたいと思います。

一 休憩 -

第9号議案

平成27年度島原市立小中学校教職員人事異動の内申について

松島委員長

休憩前に引き続き再開します。

それでは、第9号議案の審議に入ります。会議規則第18条の規定により、これより非公開で審議することといたします。関係者以外の退席を求めます。

【非公開の審議】

	(第9号議案は原案を可決)	
松島委員長	非公開での審議を閉じて委員会を再開します。 他に、何かありませんか。	
	(「なし」の声)	
第 9 閉会(16:34)		
松島委員長	他になければ、これで本日の3月定例教育委員会を閉会します。	